

自由討論

津田 今回、騒音被害のところを少し書き加えた。2007年に弁護士が岩国の騒音被害調査を車町で実施した結果を追加した。その新聞記事である。島根県の騒音被害の新聞記事の紹介も追加した。

前回の意見で「米軍に日本の法律は適用できない」という意見について調べたところ、外務省と環境省の両方のホームページに一般国際法で「米軍に適用できない」と書かれた文書があった。(その文書を紹介)。環境省の方には「一般国際法で米軍や米軍人が我が国の活動にあたって、わが国の法律を尊重する義務がある」とも書いてある。外務省は「駐留を認められた場合は、特別の場合をのぞき、国内法は適用されない」、外務省は「一般国際法で駐留を認められた外国軍隊には、特別な取り決めがない限り、国内法は適用されない」と書かれている。一般国際法を調べてみると、慣例とか慣習であって、一派国際法というものが存在するものではないという記事があったが、一般国際法はみつからなかった。国際条約に関するウィーン条約をみたが、常識的なもので、駐留する外国軍隊を特別に配慮しなければならないということは書いてない。だから適用できないということがもう一つ理解できない。その理由は、航空法を適用除外にする法律を作っている。適用できないのであれば作る必要がない。つい最近、日米で米軍基地の環境基準を合意した。その合意の内容を私は見ていないが、基本的な考え方は日米のより厳しい方の基準を持って環境基準にするという基準を作ったとある。それには騒音は入っていない。それはなぜかというと、あれ(環境基準)は米軍基地に適用するもので、騒音は米軍基地外の日本領土に出されるので、米国の基準を日本に適用出来ないのに含まれなかったと思うのだが。各基地の飛行協定は日米合同委員会で日米が結んだ国家間の合意である。国会での承認がないとはいえ、国家間の約束である。このようなことから守らん、守らせない、ということにはならないと思う。

稲生 『検証・法治国家崩壊』(創元社)という本が出ている。これによると、安保の法体系は日本の法体系の上位にあるという。憲法 98 条には「締結した条約は誠実に尊重しなければならない」とあるが、日本政府は米軍の治外法権を認め、違法性を黙認する、裏マニュアルがあった。

- ① 最高裁の「部外秘資料」(1952年)
- ② 検察の「実務資料」(1972年)
- ③ 外務省の「日米地位協定の考え方」(1973年)

という資料があり、日本側に基準があろうとアメリカが優位になるよう指導されている。

津田 あるのだろうが、それは国会で批准されたものではない内部規定だろうから、企業の職務規定みたいなもので、そういうもので、結局拘束されているということだろう。

稲生 このマニュアルによると、米軍の違法行為は、日本では完全に合法で、何をやっても構わない、ということだ。

平岡 日米地位協定では、第1次裁判権が米国側にあるとされるが、実は、裁判権ではなく、「管轄権」が米国にあるとされている。米国が裁判をやらなくても、アメリカに管轄権があるから、その管轄権の下で処分をしてしまえば、それはアメリカ側が jurisdiction の

行使をしたということになる。英語の訳し方にごまかしがあるんじゃないかと感じた。沖縄で米軍属が起こした交通事故については、日本側が裁判権を行使できた。では牛野谷で米軍属が起こした交通事故はどうか。この問題に入り込んで議論していくと大変だから、私は、この「提言」案がある意味では一般の人の常識でわかるのであればいいのだろうと思う。もし一般の人が納得する内容であれば、後は、専門的にも同じ結論に落ち付いていかなければいけない、

河井 きのう田村順玄さんに「地位協定」をやってもらえないかと言ったら、やってもいいということだった。今の法的な問題についてはそちらの方で掘り下げてやってもらった方がいいのかもしれない。ここでは市民的な感覚で、騒音をどうするかということにある程度限定して「提言」を作成するのでいいのではないかと思う。

津田 私はそれでいいと思う。

平岡 資料の VI 案の提言の 1 ページに、「環境基準には米軍基地にも適用できる政府見解があると言われ、特に『岩国飛行場は第 1 種飛行場』であり、環境基準は適用できると考えられる」と書いてあるが、この認識は正しいのか。航空法の規定では空港と飛行場の違いはどうか。岩国飛行場が第一種空港であると書いてあるのか。

津田 これも調べた。新しい航空法では、1 種 2 種という表現はなかった。

平岡 新しい航空法というのはいつのものか。

津田 平成 25 年改正、これ見ると、飛行場名が羅列してるだけで、第 1 種とかの区分がない。航空法の目的は、飛行場を整備管理する費用負担のような法律に見える。

平岡 国土交通省の所管事項にかんする話だということだ。この点について環境基準が適用されるかどうかということと、岩国基地が第一種空港などというようなことは関係ないのではないか。

津田 日本の空港の識別一覧表のようなものがある。ここには 1 種、2 種、3 種、共用空港などの区分があるが、空港をコードで識別するためのもののようなのだ。ここには岩国空港ははいつていない。現在は第 1 種空港という区分がないので、削除してもいい。

河井 それでは「いわれ」から「環境基準が適用できる」に繋がり、その間を削除する。

平岡 米軍基地に適用できるから適用しようということなのか。提言では、「適用できると言われているけれども、実際には適用されていない。それでは適用できるようにしよう。」ということでもいいのではないか。

井原 政府見解があるということはわからないが、環境基準が適用されるということを考えて、環境基準を少し厳しくしよう、というような提言になる。

平岡 提言の 2 ページの一番最後の行から 3 ページのはじめまで、「これらの基準を米軍に遵守させるべきであるが、遵守されていないのは環境基準や飛行協定は努力目標にすぎず、また除外規定まであるためであるから、遵守しなければならないような拘束力を持たせるように改める」とある。これが提言になる。そういう政府見解があるけれども、実際は遵守されてない。そういう話に行った時に 3 ページ目の 1) の、賛成しない場合の罰則規定を設けるということはできない。罰則を設けるのは法律でしかない。

河井 「基準」では罰則は科せられないのか。

平岡 例えば、環境基準に違反した場合には罰金何万円とか、法律で定めない限りは、罰

金は取られない。だから罰則規定を設けるためには環境基準のもとになってる法律にさかのぼってみる。その法律の中に、守られない場合は罰金を科すということを規定しておかねばいけない。

河井 ここでいう罰則規定というのは、法律の規定でないと実際に効力を持たないということか。基準の中にそういう事を書いても、それだけではだめだということか。

井原 環境基準法がある。根拠法がある。

平岡 環境基準が定められている法律がある。

井原 国の法律義務だとか。

津田 国を規制するような、行政を規制するような法律はない。

井原 ないから誰かがしなければいけないという規定が必要。

津田 事業者とか国民が、環境基準を守らなかったときは罰則がある。「騒音規制法」である。他に大気（大気汚染防止法）とか。水質（水質汚染防止法）とかいろいろ（土壌汚染対策法）ある。この法律は事業者や個人についての罰則で、行政にはない。いろんな（大気、紙質、土壌）環境違反についてにもある。

河井 それじゃ規制の範囲をある程度限定してるのか。

津田 そう、事業者という表現になってる。おそらく民間航空は適用できるのだろう。だから一所懸命騒音対策をしている。

平岡 「環境基準」というのは、「環境基準法」の第 16 条に、政府は大気汚染とか土壌汚染とかに基準を設けると書いてある。この基準に違反して汚損したものについては何万円かの罰金に処する、そういう規定があるかどうか。環境基本法全体にたいして、日本人でも罰せられないときに、外国人がやったら罰せられるという法体系はありえない。法全体において「罰則を付する」という考え方を持ち込まないといけない。

津田 騒音規制法とか水質・大気・土壌の規制、これで工場が皆規制されている。企業（個人を含む）を対象に作っている。自動車騒音、生活にかかわる環境保全に全般に。

平岡 騒音規制法はあるが、対象は工場騒音とかに限られている。

井原 環境基準というのは、何か告示みたいなものがあるのか。大臣の告示みたいなものが。環境基本法がそれなのか。

津田 一番基本はそれだろう。

井原 罰則規定というのは、誰に対する罰則か、国に対する罰則か。

津田 私がここで言いたいのは、罰則を米軍に適用できないというので、基地を返還させて管理を防衛省、自衛隊が行えば、管理者が責任を負うということで間接的に米軍の規制ができるのではないかという考えだ。

河井 この「提言」の一つに、米軍を自衛隊と同じような扱いにする、という考え方がある。基地を自衛隊の管理下に置くと。自衛隊にそういう騒音規制をかけることはできないのか。罰則規定はないのか。

平岡 騒音に関わる環境基準というのは第 16 条第 2 項の規定に基づくもの。環境基準に違反した場合には誰に罰則を適用するか。ここは罰則規定ではなく、運行をさし止めるというか、停止させるという法制度を作って、日本の航空会社だったら、行政指導みたいなもので停止させられると同様なことをしていくんだろうと思う。

河井 大阪空港では民間航空が規制を受けたのではないか。

平岡 今までも訴訟で、民間にしても自衛隊にしても、騒音で争われた場合は、飛行差し止めみたいなものまでは行ってなくて、損害賠償請求のみが認められていたのか。

津田 大阪空港では最高裁が賠償だけで、飛行差し止めは認めなかった。

平岡 飛行差し止めを認めてないのは、米軍機のみならず、自衛隊機、民間機に対してもか。

津田 今年の厚木判決の自衛隊（飛行差し止め）以外は、これまでなかった。飛行差し止めは、行政訴訟で認めた。民事は認めてない。

河井 それは何に基づいているのか。

平岡 自衛隊の飛行差し止めを認めたけれど、それは民事でなくて行政訴訟。

津田 厚木は行政訴訟と民事を一緒にやった。裁判官も一緒。同時進行でやった。行政訴訟で自衛隊の飛行差し止めを認めた。米軍はだめだったが、民事では自衛隊の飛行差し止めは認めてない。

平岡 そういう最高裁の判例があるなら、基準を達成しない運行をしているものについては、差し止めができるようにしなければいけないという事の方が「提言」としてはいい。その上に立って、じゃあ米軍機の場合、誰が飛行差し止めをするのかという問題がある。本当なら裁判所が憲法に基づいて、具体的な法制度がなくても憲法に基づいてやることはできようが、いちいち裁判でやるというのでなくて、騒音規定を破ってるようなものについては、日本政府が差し止める、という仕組みにするためには、やはり行政協定、地位協定を改定しなければいけない。一番初めに書かれていたように、政府が飛行差し止めができるようにしていく、ということで良い。

河井 具体的なことは書かないで、「政府がする」という表現にするのか。

平岡 日本政府に対してしかやりようがない。アメリカ政府に対して訴訟をおこすということは、日本の行政訴訟ではできないだろう。

南部 庶民感覚でとらえると、米軍基地が日本に存在するかぎり、主権はあくまで日本にある。米軍基地は、日本がアメリカに貸し与えているものだから、日本の主権の及ぶ範囲で、すべて日本の法律に従ってやっていくのでないとだめだ、というのが基本である。

平岡 一般国際法という世界があって、それを踏まえて日米地位協定というものがあって、そのなかで、騒音問題もある。アメリカ軍が苦勞するのは、アメリカ軍が自由に行動できるためには、騒音なんかで規制することはまかりならんという、そういう世界が実際はあった。だけど日本国民からしてみれば、やはり国民生活に悪い影響を与えるものであれば、それはやめてもらわなきゃいけない。日本の国民の生活を脅やかさない程度において基地をさせるという方向に持っていくことになるだろう。

南部 だから被害の大きさを認めて、環境基準がどうであろうと、当然守らなきゃいけない。アメリカではできないけれど、日本じゃできるという事実関係が存在すること自体がおかしい。こここのところに縛りがかかるようにすべきだ。

河井 だから地位協定か日米安保の課題になってくる。それは次の段階で検討すべき課題である。今回の提言ではそこまではやれないだろう。津田さんは苦勞して、現在の制度の枠の中でどこまで米軍に規制がかけられるかを考えた。

平岡 現在の制度を後回しするのでは、できない。だから最後のところに、「日米地位協定の規定と相いれないところが生ずるならば、日米地位協定を改定するのが当然である」ということにする。ここでは、個別の提案をしなくても、「特別の取り決め」や「日米地位協定の改定」を提言すれば良い。

河井 日本にいる米軍は、自衛隊と同等の扱いを受ける、という規定を入れるべきだろう。

平岡 総合していえば3ページの1)の②のところは、基準を達成しない場合は「飛行の差し止めができるように」というような感じで良い。そうすれば日米地位協定を改定することになる。

津田 一つは外交特権でどこまで。

平岡 私は外交特権もあっていいと思うが、我々一般の国民の生活を脅かしたりとか、我々に直接被害を及ぼすようなことについては、外交特権は認めない、というような規制していく。

津田 外交特権でも、外交官でも犯罪を犯せば、国外退去できるわけでしょう。つまり、罪は問えんけれど。

平岡 私的な行為だったら問える。

津田 外交特権を考えても、日米地位協定にないから法が適用できないということなんてあるのか、という疑問がある。

井原 基本的なことなんだけれど。何も規定がない場合には屋内法が適用されると私は基本的には思っている。外交特権とか米軍駐留などの場合には、国内法を適用したくないから、地位協定や特別法を作っている。それに規定のないことは、屋内法が適用される。そういう方に考えるべきだと思う。難しい面があるかもしれないけれど。適用除外する根拠がないわけだから。一般国際法で何でもできるというのはちょっと。

平岡 地位協定には「日本の法令を尊重しなければいけない」とある。遵守義務ではない。

井原 それで全部適用できるようになっている。そこが重要だ。さっきおっしゃった特例法なんかはいらぬ。航空特例法なんて。

津田 基地協定があっても、単なるカラ文書でしかないことになるわけだから。低空飛行訓練もわざわざ結ぶ必要はない。

井原 低空飛行訓練については面白いことがあったんで覚えているんだが、オレンジルートとか低空飛行訓練をしているのは根拠がないんです。何とかゾーンとか沖縄のまわりに訓練空域、訓練海域として提供されてるところが日本海でもある。明確に提供されている。この低空飛行訓練区域というのは、これまでも明らかになっていない。根拠も何もないところで、違法じゃないかと国会でも議論がでたそう。国は困って基地間の移動なんだとした。移動は当然認められんだと言って結局苦しいことになった。根拠はないことを認めた。

平岡 私が以前も指摘した通り、最初は「基地間移動」との説明だったけれど、高村さんが外務大臣だったとき、基地を提供している以上は活動する米軍に必要な訓練が認められるという解釈になった。

井原 その説明も苦しい、根拠のないこと。そしたら訓練区域を定める必要がないことになる。どこでも何でも好きなことができる。

平岡 訓練区域を定めてやるというときは排他的に使用できる。低空飛行訓練の場合、そのそばを飛行機がとんではいけない、というふうな制限はできない。

井原 でもそれが認められるのだったら、日本国中好きなところで自由に飛び回ってもいいということになる。

平岡 密集地で飛んだら、わーと声があがるから、やらないだけで、山間部で、人家がまばらなところでは行ってしまう。

井原 それは外務省の詭弁であって、根拠はない。最初は基地間移動だからいいんだと。根拠がないことを自分たちが暴露してるようなもんだ。基地間移動するんだからといって、中国山地で低空飛行訓練していいわけじゃない。

平岡 そういう現状を踏まえて、何を提言するかということだ。

井原 いいことを言っていると思う。環境基準について適用除外するという規定は地位協定にはない。福岡高裁でも、国が環境基準を守らせてないとか国の責任を迫及して、ひとつの根拠になっている。米軍に対して、直接請求することはできないかもしれないが、国にはそれを守らせる義務がある、ということまで言ってるのだから、罰則は無理だとしても、国がそれを守らせる努力をする。環境基準が守られてないときに、民間事業者に対して執行停止をすとか、行政措置を講ずるとか、なにか国土交通省に国の措置義務みたいなものがあるんだろうね。少なくともそういうことを国として米軍にも守らせるか、少なくとも日本の飛行機と同じような規制を、環境基準にともなうこととして、国に求めるというところまで改善すべきである、といえいいかもしれない。

津田 外務省にしても環境省にしても「一般国際法上」というだけで、そこに何が書かれているのかということは何もない。

井原 一般国際法というのは単なる国際常識であり、成文があるんじゃないで・・・

津田 慣習とか何とかいうことで。米軍が日本で活動してる状況は、占領軍の活動で、それを正当化するのにいろんな事を言ってるようにしか見えない。

井原 環境基準をなるべく自衛隊とか日本の民間航空会社などと同じように守らせるように、環境基準を研究し尽くして何らかの強制をする。国なり何かが強制する。義務を課すことができるのだから。そういうことを環境基準を根拠に書いたらいい。

河井 そういうことで工夫してもらって。いきなり「罰則規定」というように書かないで。

津田 どういう表現が適切かわからない。前回の話のなかにもそれは難しということがあった。

河井 現状では手をつけられない状況とっていいだろう。日本の自衛隊とか民間航空に規制力が働きかけられると同じように、米軍機にもそういう規制力がかけられるようにするといえば、ここは一応目的をたっせられるのではないか。

津田 一般国際法上に書いてないことは守らせる、というのはあくまで逃げだ。やると面倒くさいから仕事しないというだけのことだ。

平岡 最高裁の考えは、自衛隊に対しては飛行差し止めを認めている。根拠として何がつかわれているのかわからないが、具体的な法律に基づく規制はないんだろうと思う。

津田 厚木で今回自衛隊に行政で飛行差し止めが出たというのは、厚木のその前の最高裁判決で、「行政訴訟ならまだしも」とかそういう表現があったらしい。そういう前提があっ

て行政訴訟を一緒にやったそう。

平岡 裁判でそういう結果が出た以上は、自衛隊でも民間航空でも、受忍限度を超えるような騒音があった場合には、政府が飛行を差し止めることができるような、具体的な法律を作って運用してくというのは考えられる。今回の厚木にしても最高裁の判決が出た以上、それに基づいて民間航空機、自衛隊機の場合はこの程度の制度が整備されるべきであるし、その制度は、外国人にも適用できるようにすべきだと、そういう線での提言になるべきだろう。しかし、多分、今の政府では作らないだろう。今の政府は、「訴訟になれば訴訟で争ってくれ」という感じではないか。

河井 ここで訴訟の事をあげても何の意味もないということか。

平岡 どこかで説明書的にもそういう判決が出て揉めているのがあるのだということがあった方がいいんじゃないかなど。それを米軍にも適用していくということか。

河井 だから厚木が喜んだ。自衛隊に飛行差し止めを言えたんだから、米軍にもやれるだろうと。

平岡 もう一つ。提言の2は、何を指してこうするのか。さっきのような仕組みができたなら米軍機であろうとできるだろうが、自衛隊機と共同利用するということが騒音問題にどこまで意味のあることなのか、この前議論したことである。結局自衛隊が関与したって、今いったような仕組みがない限りはできないだろう。逆に、今言ったような仕組みがあれば、別に共同管理、共同利用ということまでする必要がないのではないか。

津田 現に（自衛隊管理になっている）小松なんか騒音訴訟の対象になっている。

南部 私の感じたことは今の岩国基地では日本に主権がない。米軍主権でやっている。それだからいろんなことが守られない。要するに、自衛隊の管理ということは日本の法秩序の中に入るという意味だ。

津田 そういうニュアンスがある。そうしないと無理なんだと思う。

河井 それだけでも十分ではない。厚木がそうだ。それでも日本主権のもとに置いたほうが良いということはある。文句が良くなる。

津田 一端基地を返還しておいて、米軍の飛行を制御できるような法律を作る、という考えかたでなければなめだ、という思であった。

河井 いまどんな法律を作ってもだめなわけでしょ。国際法や条約が優先されるということであれば。

津田 それは役人の首を換えてはだめだ。内部規定でやっているようではだめだ。

平岡 米軍の運用に日本政府が口を出したって、やれない。管理権をもつというのは、これを使うときはちゃんと許可を取ってやってくれとか、そういうレベルの管理権なら、米軍機騒音ということではないから、米軍の軍隊をどう動かすか、どう訓練させるかということについては、日本政府や自衛隊が口を出してゆくことではない。だからあくまでも騒音被害に対して日本側がちゃんとものが言える仕組みをつくるということだと私は思う。基地の返還とか共同利用とかはあんまり意味がない気がする。むしろ、1番と3番が大事なんじゃないか。

南部 かなり勉強になったところだ。アメリカではこういう問題がおこっていて、やって行けなくなってしまう。そういうアメリカでできないということ。それと同じこと

を日本へ持ってこい、という。基地を造れないということになる。

河井 それは地位協定に持っていくべきことかも知れない。アメリカでできないことは日本でもやらない、ということにすべきだ。

津田 沖縄はそれを盾にとって、普天間は辺野古に持って行って、普天間を閉鎖する気持ちはさらさらしない。提言2はなくても前の考え方でいいような気がする。それでよろしい。

河井 提言2を削除するのか？

井原 これによって、騒音防止とかメリットがあればいい。運用そのものには干渉はできないだろうが。

河井 提言2があっても困ることはないだろう。

平岡 ここまでいいだすと、全面对決になって、米軍をいじめようとしているのではないかといいだしかねない。向こう側を警戒させるような気がする。

われわれは騒音問題を、「日本人の国民の生活がおびやかされる、この問題にたいして、きちっと対応してほしい」という提言のほうを受け入れてもらいやすいのではないか。米軍批判、日米安保条約いじめのような話になると、相手方の抵抗感があるかな。

河井 これらは「日米地位協定」の問題として残しておいて、騒音問題のところでは扱わないということか。

津田 いま平岡さんがおっしゃったように、つい最近、日米でああいうものを作ったわけだから、全体はどうなるかわからんけど、米軍基地についてはこれでできた。騒音に関するものはいまないわけだから、騒音についてはこういうことで守って欲しいということだ。

井原 3番目の市街地があってはならぬ、いろんな基地に適用するというのは、要するに、現在ある市街地は撤去する、そういうことか。

河井 普天間の問題も含まれる意味だろう。

津田 こういうことで、普天間は避けようとしてるわけだ。

平岡 結論的にいうとダメになってしまう。

津田 市街地で飛行訓練をしなければ、騒音がひどくなるとは思えない。単に離発着だけなら（回数が少ないから）。高速度で周回飛行する騒音がものすごく大きい。

南部 今平田の梅ヶ丘団地に住んでいる。騒音で悩むのはどういう時かというと、朝のエンジンテストだ。これはすごい。止まった状態でやるわけだから、常時長時間にわたって音が聞こえる。あれが一番ひどいんじゃないか。

河井 大島の浮島まで聞こえると言う。

南部 平田にしても2km離れている。それであれだけ音がするのだから、そばに住んでいる人は、すごいだろうなと思う。

津田 （証人尋問で）エンジンテスト（音が）すごいやかましいと言うと、（反対尋問で）エンジンテストの施設があることをご存知でしょうかと言われた。

南部 音を出さないでエンジンテストをしろよと言いたい。

津田 エンジンを分解整備したときは、エンジンテストを防音施設でしているのだろうが、飛行前のエンジンテストは屋外で行っている。そのための防音などがあるわけがない。防衛は飛行前のエンジンテストも防音施設でしていると思っているような言い方をする。ひどいものだ。

井原 緩衝地帯のようなものがあるのだろう。

河井 資料集にアメリカの基準が出ている。アメリカでは基地を設置する条件はかなり限定している。しかも住民の抗議によって 設置を断念した例もある。このアメリカの基準、アメリカの考え方を日本にもってきてやるということも意味があろう。設置する時にはかなり環境を重視している。

津田 ただ、アメリカで問題になってるのは NLP だ。一般の昼間の訓練がどうなってるかは、これだけではわからない。

河井 一番最初の「滑走路を中心に利用禁止区域と事故危険区域は I, II に区分し、利用制限をしている」とあるところは、飛行の夜間・昼間を問わない条件だ。

津田 これは滑走路の延長上の危険ゾーンの話。両脇はそういう規制はない。アメリカも訓練してるところに、住居地があるかも。基地だからね。住宅地化しているんじゃないか。アメリカの場合は案外日本よりやかましいかも。実態はわからない。実態がわかってるのは NLP のことだけ。

平岡 井原さんはエベレットへ行ったことがあるが、あそこの基地はどういう実態か。

井原 エベレットには、ボーイングの工場がある。以前そこの学生がホームステイでやってきたことが契機となり、交流がはじまった。提言 3 の 3) には、「既存の基地はこの基準に適合するように」と書いてあるといい。

河井 提言 3 の 3) は既存基地にも適用するとなっている。新しく基地を作るだけでなく、既存の基地にも適用する。いま井原さんが言ったような、努力の方向というか、できるだけはやくそういう環境の基地をなくするか、他へ移転するというのをここに付け加えるといい。

井原 提言の 1、2、3 のうち、2 をどうするか、削除するのなら 2 はいらぬ。要するに騒音基準を守らせるという大前提だ。例えば、提言 3 はそういう基地をなくすればいいわけだ。一番きついのは何かなと思ったんだが、3 番みたいに基地の配置を変えてしまうということが一番根本的な改善策だ。

平岡 根本的であると、時間がかかる。

井原 それが達成されるまでは基準が守られる。

白木 自衛隊のことだが、いろいろな訓練がある。アメリカの基地と自衛隊基地とどうなるのか。

河井 例えば自衛隊が騒音を立てる、危険である、というとき、住民が文句を言っても受け入れてもらえない、ということになるかどうか。米軍の場合だと「だめだ」と門前払いだが、自衛隊の場合は門前払いできないだろう。

白木 聞いたところによると、ニュータバル（新田原）というところが九州にあり、岩国の騒音を聴いて「新田原ではこんなもんじゃないよ」といわれた。山の上にある基地だ。

平岡 米軍がいなくなるというのではなく、米軍の運用が制限される。騒音がたたないようなやり方をしてもらわねばならない。

河井 最終的には、自衛隊レベルまで制限できるなら、第 1 段階はこれでいいとしなきゃいけないだろう。ただ、自衛隊が現状のままでいいかどうかは、また次の問題だ。自衛隊と同等、日本がやっていることをアメリカがやってはいけない、というわけにはいかない

だろう。

津田 そうということではない。環境基準を守れということは、自衛隊であろうと米軍であろうと守らなければならない。

河井 ただ、米軍には拘束力が及ぼされない。自衛隊と同等にするということになればやりやすい。第2提言はそういう意味で意味があるかと思う。基地が自衛隊の守備範囲にはいるだろう。

平岡 厚木基地が自衛隊の管理する基地だからといっても、厚木の空母艦載機の運用が自衛隊の管理下にはないわけだし、自衛隊が管理できるわけでもない。

河井 この場合「管理」というのはどういうことか。飛行のやり方なんかは「管理」のなかに入らないのか

村岡 そういうものは入らない。空域とか、管制塔の管理みたいなものは入る。離着陸の順番なども。

津田 管理権を戻すという意味では、航空管制などが戻ってくるというだけでも、それは違いはあると思う。ただ騒音にむすびつくかどうかは別だろう。

平岡 提言1の4)の②の「低空飛行訓練は禁止する」というのは、騒音問題としてとりあげるか、危険性の問題とするか。禁止するといったら実現はむずかしいだろう。どういう言い方があるか。

津田 両方だろう。

河井 提言は提言であって、実現できるかできないかはわからない。しかし、「これはいけないことだ」という意思表示は必要だろう。

平岡 ジェット戦闘機の低空飛行訓練の騒音は大変。オスプレイの低空飛行訓練というのが騒音問題ということはあるのか。ここにはオスプレイとは書いてない。ジェット戦闘機もオスプレイも入る。

白木 オスプレイの騒音はどのレベルか

津田 データがないのでわからないのだが、ジェットエンジンだろう。ヘリコプタよりも騒音レベルは高いが、それがどれぐらいのレベル（高い）かわからない。低周波の影響はあると言われている。オスプレイは飛行モードでないときは下に噴射するから非常に危険だ。火災が起きている。

河井 高度もよるが、ある程度の低空飛行だったら普通の飛行機のようなものじゃない。私の家の上を飛んだ。家や建具が揺れるようなものすごい音だった。私は外へ飛び出た。（飛行速度はおそいから、外へでたとき、屋根の上にまだ機影が見えた）。ああいう経験したことない。今は高度が高いようだ。三浦あたりでも飛んでいるが、音はそれほどではないとのことだ。戦闘機のように滑走路を使わないから、三浦の上空を飛ぶときでも基地上空までかなり高い高度で飛ぶ。高く飛んで基地上空で垂直に滑走路に着陸する。

白木 NLP（夜間着艦訓練）が大変なんだろう。

河井 大変なのはNightだけではない。

白木 昼は昼の騒音だから低く評価されるのでは？

河井 いや、厚木などは昼の爆音が大変なのだ。

井原 NLPだけの問題ではない。

稲生 人権を無視した騒音がこれだけあるのだということだ。これを解決するためには、政治的な問題はともかく、こういうようにして欲しいんだという願望みたいなもので、これは入れていくべきだ。政治性の問題についてはわれわれには踏み込んでそこまで考えられない。

河井 その通りだ。政治性の問題はわからないということで、私たちが自己規制してものを言うのをやめたら、その方がおかしい。言う事はちゃんとと言わなきゃいけない。

稲生 この提言文書も、すでにずいぶん抑制した書き方をしている。

河井 アメリカで夜間に飛んだらいけないというので、アメリカに昼間に到着するために、夜間に日本を出発する、という。呆れた話だ。それが当たり前のこととして、通っている。

稲生 そういう意味で私はこの提言書は、よくできていると思う。

津田 頭に入れておいて欲しいのは、これは米軍機だけの問題ではなくて、自衛隊を含めて書いたつもりだ。基本的には法律の問題だろう。

河井 私もよくできてると思う。提言1の1)の②に、「基準を達成しない場合は、日本政府の権限で規制が加えられるようにする」という表現を追加してもらえばいい。

津田 今日の議論で、今言われたことを入れたら、提言2は必要ない。

河井 私には、米軍は自衛隊と同じ扱いを受けるべきだという願いがある。米軍だけ特別扱いするのはよくない。自衛隊にも我慢しなければいけないことがあるが、それと同じ条件で米軍も規制するというのであれば、第一段階としては許せると思う。そういう意味では提言2が生きてくるのではないか。そういう環境を作っていくという意味で。

津田 河井、稲生がいうのは、基地返還だけの話だ。

河井 最終的には基地返還につながるべきものだから、基地を日本政府、自衛隊の管轄下に置くということの意味はあると思う。

(自由討論の録音はここまでしかできなかったもので、以下に重要発言のみ補記する)

津田 提言1で、日本政府の規制によって騒音をなくすることが実現できるなら、提言2は削除していいと思う。

自由討論発言者 (逆50音順)

平岡秀夫	岩国市楠町	河井弘志	周防大島町日前
南部博彦	岩国市平田	井原勝介	岩国市今津
津田利明	岩国市桂町	稲生 慧	岩国市岩国
白木茂美	岩国市平田		

<http://www.seisaku1341motou.sakura.ne.jp> <http://blog.goo.ne.jp/simin13401seisaku>

市民自らの政策を持とう会 共同代表 連絡先

河井弘志 742-2804 山口県大島郡周防大島町日前 1039 0820-73-0198

稲生 慧 741-0062 山口県岩国市岩国 4-9-8 0827-43-4150

